

全国の事業者から京都で
実現したい新たな観光事業の提案
を募集します。



令和元年5月9日
京都市産業観光局
(観光MICE推進室 746-2255)
公益社団法人京都市観光協会
(誘致事業課 213-0020)

「とっておきの京都プロジェクト」DMC 事業支援制度の創設について

～観光地経営事業者（DMC）への支援を通じ、エリアの分散化や地域活性化を促進します～

（公社）京都市観光協会では、観光地経営事業者（DMC）による市内周辺部（伏見，大原，高雄，山科，西京，京北等）への継続的な誘客に繋がる新たな取組を支援・協力する制度（「とっておきの京都プロジェクト」DMC 事業支援制度）を創設しますので、お知らせします。

本制度は、地域に根差し、継続的に地域の魅力や地域資源の新たな価値を提供し続ける事業に対して、事業費の2分の1（1件あたり上限500万円）の助成に加え、マーケティング、観光コンテンツの開発、地元との関係構築等を支援することで、観光による地域活性化の柱となるDMCを育成し、継続的な地域活性化を推進するものです。

記

1 募集内容

次の3つを満たす提案を広く募集します。

- ① 「とっておきの京都～定番のその先へ～」プロジェクトの趣旨に則り、地域と連携しながら、京都市が抱える観光課題の解決を図る事業
- ② 市内周辺部を面的に観光地として捉え、観光地を経営するという観点から、当該エリアへの観光客の誘客等を図ることにより、地域活性化、文化の継承・発展等に寄与する事業
- ③ 本事業による支援終了後も継続して実施する事業

2 支援内容

(1) 事業費の負担

事業の実施に係る直接的な経費の一部について、3箇年を限度に助成します。

年度	初年度	次年度	次々年度
助成率(事業費用)	2分の1	3分の1	4分の1
上限額	500万円	333万円	250万円

※ 次年度以降については、京都市観光協会の予算状況により、変更する場合があります。

(2) プロモーション支援

事業者の相談に応じ、京都市及び京都市観光協会の媒体等を活用したプロモーションを支援します。

(3) 関係者との調整等

事業実施における関係者や行政機関との調整等を支援します。

3 募集期間

令和元年5月10日（金）～令和元年6月10日（月）

4 選考

募集期間終了後、以下の選考を行い、7月中に採択事業を公表します。

(1) 一次選考

提出書類に基づき選考を行い、一次選考の通過事業者を決定します。

(2) 二次選考

一次選考の通過事業者からの提案内容のプレゼンテーションに基づき選考を行い、支援対象となる事業者を決定します。

5 事業実施期間（支援期間）

事業採択から令和2年3月31日（火）まで

なお、事業者から複数年にわたる事業提案があった場合は、最長で3箇年（令和4年3月31日）までとします。

6 その他

(1) 事業募集の詳細については、京都市観光協会ホームページ内に公開している募集要項・申請様式等を御覧ください。

（京都市観光協会ホームページ）

<https://www.kyokanko.or.jp/kaiin/news/20190509/>

(2) 本事業は、京都市宿泊税による税金を活用して実施いたします。

7 申込先・問い合わせ先

公益社団法人京都市観光協会 としておきの京都プロジェクト担当
〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427
京都朝日会館3階
電話：075-213-0020（平日 午前9時～午後5時）
E-mail: totteoki-kyoto-dmc@kyokanko.or.jp

(参考)

「とっておきの京都～定番のその先へ～」プロジェクトについて

京都市と京都市観光協会では、地域や民間事業者と連携し、隠れた名所の魅力を発掘・活用することにより、市域全体への観光客の誘客を促進させ、観光客の満足度を更に高めるとともに、地域の活性化に繋げることを目的として、「とっておきの京都～定番のその先へ～」プロジェクトに取り組んでいます。

また、各エリアの事業者と一丸となってプロジェクトを推進していくため、各事業者が実施するイベントの広報等において、統一のロゴマークを使用しています。

(1) ウェブサイトURL

<https://totteoki-kyoto.jp/>



(2) プロジェクトロゴマーク



※ (1) のウェブサイト申請いただくと、民間事業者の皆様にも、本ロゴマークを御利用いただけます。